

財政健全化判断比率、資金不足比率の状況

■財政健全化法

まちの財政が健全であるかは、平成21年4月から本格施行となった「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定められた指標により判断しています。

まちの決算額から算定したいずれかの指標が、「早期健全化基準（経営健全化基準）」を超えると、財政健全化計画（経営健全化計画）を策定することが義務付けられ、議会の議決を経て自主的な改善努力による健全化が求められます。

また、いずれかの指標が、「財政再生基準」を超えると、「財政再建団体」となり、国の管理により財政再生に向けて取り組まなければならなくなり、行政サービスの維持が困難になる恐れがあります。

■令和2年度の財政健全化判断比率、資金不足比率

令和2年度の財政健全化判断比率（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、（3ヵ年平均）④将来負担比率）及び、資金不足比率は、いずれの数値も早期健全化基準内となりました。

現時点では、健全な財政運営と言えますが、今後更に厳しい財政状況が想定されるため、令和2年度は、臨時財政対策債の繰上償還を行い、後年度の公債費を削減しました。今後も公債費の上昇を抑制するため、財政計画に基づき、起債発行額を年間10億円規模に抑制し、健全な財政運営に努めていく必要があります。

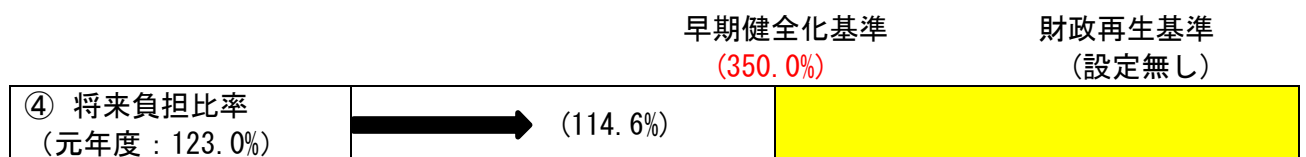
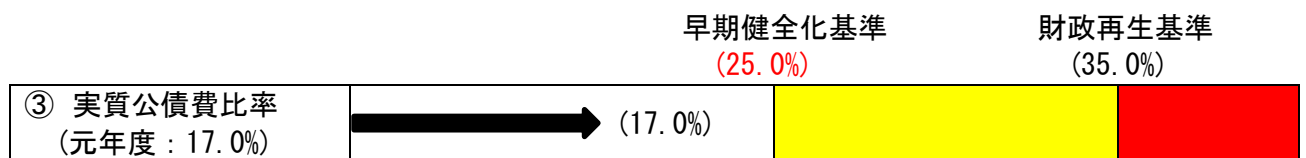
<財政健全化比率>



※実質赤字比率は、赤字でない限り比率が無いものとされる。



※連結実質赤字比率は、赤字でない限り比率が無いものとされる。



<資金不足比率>

経営健全化基準
(20.00%)

資金 不足 比率	水道事業会計	該当なし	
	下水道特別会計	該当なし	
	農業集落排水特別会計	該当なし	

※資金不足比率は、資金不足額が発生しない限り比率がないものとされる。